

日本消費者新聞・消費者月間特集号メッセージ

「ひょうご消費者ネット」は、兵庫県全体をカバーする消費者団体として、消費者被害の救済・防止のために活動すべく、平成17年4月ころから、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、弁護士、司法書士などの有志でNPO法人設立に向けた準備を行い、平成17年12月5日の設立総会を経て、平成18年4月20日にNPO法人設立認証書の交付を受けました。

立ち上げのときから現在に至るまで、具体的な不当条項事例を用いた消費者団体訴訟制度についての勉強会を行い、また、京都消費者契約ネットワークの活動について野々山宏弁護士にご講演いただくなどして会員の参加を募り、現在、個人・団体合わせて約60名の会員で活動を始めたところです。また、平成18年1月には、「ひょうご消費者ネット」として、消費者団体訴訟制度に関するパブリックコメントも提出いたしました。

現在は、消費者団体訴訟制度実現後には適格消費者団体となることを目指し、会員の持ち寄った具体的な消費者被害事例の分析・検討を、会員で構成する検討グループではじめたところです。消費者被害事例の検討および警告書送付活動は、消費者団体訴訟制度に直結する消費者被害の防止・救済のためのきわめて有意義な活動ですので、まずはこれに意欲的に取り組み、活動実績を積んでいきたいと考えています。

そして、同時に、広く一般消費者に対して、我々の活動について認知してもらうために、ホームページを開設し、消費者被害に関わる情報を随時発信していくとともに、会員以外からも広く消費者被

害に関わる情報を集め、警告書送付等の活動をより積極的に進めていきたいと考えています。また、兵庫県内において消費者被害救済のためにこれまでなされてきた様々な活動についてのシンポジウムなどを開催することも検討しています。

まだ規模も小さく財政基盤も弱いのですが、真に消費者被害の救済・防止を担う団体となるために、これまで消費者問題に取り組んできた各分野の専門家が連携を図りながら、徐々に人的・物的基盤を拡大し、様々な消費者団体や一般消費者と共に活動を進めていきたいと考えています。

以上